

津山圏域衛生処理組合情報公開条例施行規則

平成19年2月6日

津山圏域衛生処理組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域衛生処理組合情報公開条例(平成19年津山圏域衛生処理組合条例第1号)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 この規則は、津山市情報公開条例施行規則(平成11年津山市規則第30号。以下「規則」という。)第2条から第8条まで、第16条及び第20条の規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。